

京都市告示第560号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成27年2月6日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
降矢 恵一	錦林マッサージ治療院	左京区浄土寺下馬場町2-1	平成26年12月1日
松本 武士	楽踏庵鍼灸整骨院	東山区三町目22番地 大成ビル2F	平成26年11月11日
下野 隆幸	楽踏庵鍼灸整骨院	東山区三町目22番地 大成ビル2F	平成26年11月11日
吉岡 大輔	西大路七条接骨院	下京区西七条比輪田町39-3	平成26年12月1日
阪野 慎介	あたご整骨院	右京区西京極大門町20-22	平成26年12月5日
園 真澄	ますみ治療院	伏見区竹田藁屋町59 パストラレー城南501	平成26年12月16日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)